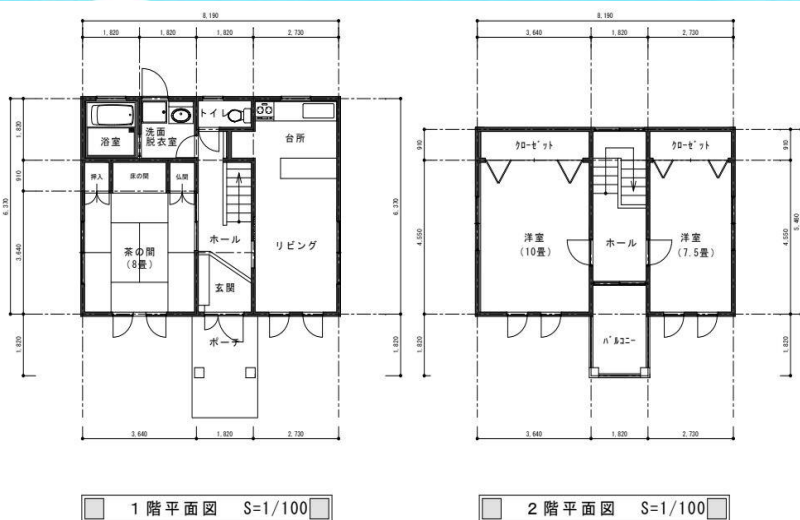


入居者募集

子育て世帯を応援します！

空き家をリフォームした定住促進住宅を整備します。

静かな自然のなかでゆったりと家族との時間を過ごしませんか？



募集戸数1戸

家賃 35,000 円(減免あり)

内覧会 3/29~4/2 (13:30~15:30)

※要予約

夫婦・子どもの核家族にぴったりの間取り！

役場、保育所、小学校、郵便局が近くて便利！

問い合わせ先

鮭川村むらづくり推進課

山形県最上郡鮭川村大字佐渡 2003-7

TEL: 0233-55-2111 (内線 282)



鮭川村定住促進住宅 入居者募集要項

住居の概要

- ◆名称 佐渡地区定住促進住宅
- ◆所在地 山形県最上郡鮭川村大字佐渡 2571
- ◆構造 木造2階建
- ◆間取り 1戸建て、3LDK（延床面積95.23㎡）
（空き家を活用したリフォーム住宅）
- ◆募集戸数 1戸
- ◆家賃 35,000円/月（予定基準家賃）
※控除額：①中学生以下の同居者の数が1人の場合 5,000円
②中学生以下の同居者の数が2人以上の場合 10,000円
- ◆敷金 105,000円 ※基準家賃の3月分に相当する金額（入居時）
- ◆連帯保証人 入居される方と同程度以上の収入を有する方 2名

～重要～

「連帯保証」とは、「一定の債務が履行されない場合に、その債務を主たる債権者に代わって履行する義務を負う」ということです。

定住促進住宅の入居にあたって、連帯保証人の方には、入居者の滞納家賃を請求する場合があります。

また、入居者への納入指導の協力をいただいたり、緊急時の連絡先となつていただく場合があります。

- ◆その他 ①普通車2台分程度が駐車可能です。
②本物件は村が借上げた住宅のため、入居可能期間は借上期間（10年間）となります。
・自治会に入会していただきますので、自治会費の納入及び積極的な諸活動への参加をお願いします。

入居者資格

- ◆入居資格 以下の要件すべてに該当する方
 - 1 鮭川村に自ら居住するために住宅を必要としている方。
 - 2 将来にわたって鮭川村に定住し、村の発展に寄与する意思のある方で、次の条件のいずれかを満たす方。
 - ① 同居する小学生以下の子（胎児を含む）がいる方。
 - ② 現に同居し、又は同居しようとする配偶者があり、鮭川村での子育てを望む方。
 - 3 市区町村税等の滞納がなく、原則として、前年度の月額収入に相当する額が基準家賃の3倍以上であり、かつ独立の生計を営む方。
 - 4 暴力団員でないこと。
 - 5 自治会組織等の地域活動へ積極的に参加すること。

申込方法

- ◆申込期間 令和3年3月10日（水）～令和3年4月9日（金）（当日必着）
- ◆申込場所 〒999-5292 山形県最上郡鮭川村大字佐渡 2003-7 鮭川村役場むらづくり推進課
- ◆申込方法 「定住促進住宅入居申込書」に關係書類を添付の上、むらづくり推進課へお申込みください。
【關係書類】※提出された書類は返却しません。
 - ・入居希望する方全員の住民票（住民票謄本）
 - ・入居希望する方で所得のある方全員の所得証明書（令和2年度所得証明書）
 - ・入居希望する方全員の納税を明らかにする書類（納税証明書等）
 - ・暴力団員でないことを誓約する書面（様式第2号）

※申込用紙はむらづくり推進課へ直接請求するか、鮭川村のホームページからダウンロードしてください。

○鮭川村公式ホームページ <http://www.vill.sakegawa.yamagata.jp/>

選考方法・決定・入居時期

- ◆選考方法 別に定める入居選考基準に基づき、書類選考及び面接により決定します。
- ◆面接 書類選考で選考された方は**令和3年4月下旬**に面接を行います。
※選考された方に電話・メール等で連絡します。
- ◆決定時期 **令和3年4月下旬**
- ◆入居補欠者 応募者多数の場合、入居決定者のほかに入居補欠者を定めることがあります。入居決定者が入居しない場合は、優先順位に従い入居を決定します。
- ◆入居時期 令和3年4月下旬以降